諮 問 第 7 号 平成22年1月28日

電気通信事業紛争処理委員会 委員長 龍岡資晃 殿

総務大臣 原口 一博

## 諮問書

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第29条第1項第12号の規定に基づき、以下のとおり、業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることとしたいので、事業法第160条第2号の規定に基づき諮問する。

記

平成21年11月18日、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)が営業及び設備保守等の業務を委託する株式会社NTT西日本一兵庫(以下「NTT西日本一兵庫」という。)において、利用者情報を販売代理店に不適切に提供したとの報道発表がなされたことを受け、総務省は、NTT西日本に対して、事業法第166条第1項の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告をさせた。

同年12月17日にNTT西日本から提出された報告によれば、同年8月から10月にかけて、NTT西日本の従業員が、NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供し、次いで、NTT西日本一兵庫の従業員が、同情報を、NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のDSL役務利用に関する情報とともに、販売代理店に提供した事実が判明した。

また、NTT西日本が同様に業務を委託する株式会社NTT西日本一北陸(以下「NTT西日本一北陸」という。)においても、同年4月から11月にかけて、NTT西日本一北陸の従業員が、NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のDSL役務利用に関する情報を販売代理店に提供した事実が判明した。

今般、NTT西日本の従業員が他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供した行為は、事業法第30条第3項第1号に抵触するものと認められる。また、NTT西日本一兵庫の従業員が他社への電話番号移転に関する情報及び他社のDSL役務利用に関する情報を、NTT西日本一北陸の従業員が他社のDSL役務利用に関する情報をそれぞれ販売代理店に提供した行為は、NTT西日本が接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者の利用者に関する情報を接続の業務の目的以外の目的のために提供するものであり、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであると認められる。

報告によれば、NTT西日本、NTT西日本一兵庫及びNTT西日本一北陸において、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報(以下「他の事業者等に関する情報」という。)を提供した行為は、顧客情報管理システムにおいて、他の事業者等に関する情報を取り出す権限の付与が業務上当該情報を必要とする者に限定されておらず、また、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる等の要因によるものと認められる。

今回事案の発生を受け、NTT西日本からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる体制となっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、事業法第29条第1項第12号に抵触するものと認められる。

以上より、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、別紙のとおり業務の 方法の改善その他の措置をとることを命ずることとしたい。

- 1 他の事業者等に関する情報について、閲覧及び取出しの対象となる情報が、業 務上必要な範囲にとどまるよう顧客情報管理システムを見直すこと
- 2 顧客からの問い合わせ・注文対応等、他の事業者等に関する情報を個別に取り扱うものであって、当該情報を取り扱うことについて合理的な理由が認められる場合を除き、他の事業者等に関する情報を自社が提供する役務の営業に係る一切の行為から隔絶させるために必要な措置を講ずることとし、特に、自社が提供する役務の営業に携わる部門において、他の事業者等に関する情報が取り扱われない体制を構築すること
- 3 他の事業者等に関する情報の適正な取扱いを確保するための社内規程等について検証し、規程の再整備等所要の措置を講ずるなど、法令等の遵守が徹底される体制をNTT西日本において構築し、また、NTT西日本が他の事業者等に関する情報の取扱いに係る業務の委託を行う会社(以下「地域子会社等」という。) において構築させること
- 4 他の事業者等に関する情報の不適切な取扱いがあった場合に、これを迅速に把握し、是正するため、NTT西日本及び地域子会社等による自主点検の拡充、NTT西日本による地域子会社等への監査の実施を含む実効的な監査・監督体制を構築すること
- 5 以上につき、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を業務の改善命令を 行った1ヶ月後までに総務省に提出し、以後、業務改善計画の実施及び改善状況 をとりまとめ、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省に報告すること